



しゅうがくえんじょ

就学援助のお知らせ



令和7年4月
高根沢町教育委員会

高根沢町には、小・中学生のお子さんのいる保護者で経済的にお困りの方を対象に、学用品費や給食費などの一部を援助する「就学援助制度」があります。

世帯の収入状況などの条件がありますので、お気軽に学校教育課にご相談ください。

I 就学援助の対象となる方

対象となる条件	申請に必要なもの
(1) 生活保護を受けている方	・「就学援助費受給申請書」
(2) 経済的に困っている方 (世帯全員の前年の収入額が生活保護基準の1.5倍未満の世帯) ★	・「就学援助費受給申請書」 ・町外から転入された場合は、最新の所得証明書など(前年の収入額がわかるもの) ・障害年金や遺族年金を受給している世帯員がいる場合は、年金通知書など ・ひとり親の場合は、「養育費に関する申立書」
(3) 特別な事情がある方 (災害・事故・新型コロナウイルス感染症拡大などの影響による収入減)	・学校教育課にご相談ください。 (就学援助費受給申請書のほかに、必要書類を求める場合があります)

★ 世帯の収入額(上限)の目安(一例)

世帯人数	家族構成	収入額(持ち家)	収入額(借家等)
2人	母(父)、小学生	303万円	355万円
3人	母(父)、未就学児、小学生	377万円	434万円
3人	母(父)、小学生、中学生	409万円	466万円
3人	母(父)、中学生、高校生	430万円	485万円
4人	母(父)、小学生、祖父、祖母	417万円	473万円
4人	父、母、小学生、中学生	423万円	484万円

※上記の額は、世帯員の年齢・借家の家賃などにより増減があります。あくまで目安としてください。

申請前にご確認ください！

- ①「世帯」…住民票が別々であっても、同居している方は原則すべて同一世帯とします。
単身赴任や出稼などで別居している配偶者等も、同一世帯とします。
- ②「前年の収入額」
…令和7年6月申請分までは、令和5年1月1日～12月31日の収入額を確認します。
令和7年7月申請分からは、令和6年1月1日～12月31日の収入額を確認します。

2 申請の方法

- ・「就学援助費受給申請書」を学校教育課で受け取るか、町ホームページでダウンロードして、必要事項を記入し学校教育課に提出してください。申請は年度の途中でも受け付けています。
- ・初めて申請される方は、事前に学校教育課にご相談いただくと、手続きがスムーズです。
(電話・メールでの相談可)
- ・既に認定を受けている方には、毎年5月頃、学校を通して継続申請のお知らせを配付します。
(認定になった場合の認定期間は「令和7年7月～令和8年6月」※中学3年生は卒業まで)

3 支給金額と支給方法

年3回(目安: 7月・12月・3月)に分けて、学校を通じて保護者の口座に支給します。

支給費目	小学生	中学生	備 考
学用品費	11,630 円	22,730 円	認定月から月割りで支給 (1年生は学用品費のみ)
通学用品費	2,270 円	2,270 円	
新入学用品費	57,060 円	63,000 円	入学前に町から直接支給 ※入学する年の4月末までに認定を受けた方が対象です。
校外活動費(日帰り)	1,600 円	2,310 円	左記を限度に実費支給 ※金額確定後に支給するため、 修学旅行費の積立金等は一度負担いただきます。
校外活動費(宿泊)	3,690 円	6,210 円	
修学旅行費	22,690 円	60,910 円	
卒業アルバム代	11,000 円	10,000 円	
オンライン学習通信費	15,000 円	15,000 円	自宅にインターネット環境があり通信料等負担している場合、世帯ごとに支給
通学費	実費	実費	通学に公共交通機関を利用している場合に支給 ※スクールバス等は除きます。 ※通学距離の条件があります。
給食費	30,800 円	41,800 円 中3: 39,900 円	就学援助費から直接徴収 ※口座への振込はありません。

※支給金額は、国の基準額見直しなどにより、年度の途中で変更になることがあります。

※生活保護受給者の方は、修学旅行費のみ支給します。

※学校集金等に未納がある場合には、未納分を差し引いて支給することがあります。

4 その他

- ・就学援助を受けている方は、申請すれば学童保育の利用料金が減免となります。(ただし、町の認定を受けている学童に限ります。)
- ・家族状況等に変化があった場合は、学校教育課にお知らせください。家族状況や収入額に偽りがあった場合は、就学援助費を返還していただくことがあります。

お問合せ・ご相談は・・・

高根沢町教育委員会事務局

学校教育課 学校支援係

TEL ☎: 028-675-1037

メール: gakkyou@town.takanezawa.tochigi.jp

住 所: 〒329-1225 高根沢町大字石末1825番地(改善センター内 こどもみらい課の隣)



メールフォーム



町ホームページ